

I. 困ったときの相談は

ひとり親相談

ひとり親家庭などの悩みごと（生活・住宅・離婚・養育・就労等）について、情報提供・相談支援を行っています。来所相談は、事前予約が必要です。離婚を考えている方も対象です。

○相談時間

月曜～金曜日 8:30～16:00（祝日・年末年始を除く）

○相談方法

電話・面談（要予約）

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

子ども家庭支援センター

18歳までのこどもと家庭に関する相談、児童虐待に関する相談、子育て中の親子の交流、子育てに関する講座や情報提供などを行っています。

お子さん自身からの相談もお受けしています。

○相談時間

火曜～土曜日 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く）

○相談方法

電話・面談・メール

問合せ先

☎042-348-2102

電子メール: kodomokatei_kodaira@unchusha.com

小平市子ども家庭支援センター

小平元気村おがわ東2階（小川東町4-2-1）

女性相談

女性が抱えるさまざまな問題（生き方、家族、仕事や働き方、結婚、離婚、ハラスメント、パートナーからの暴力など）を一緒に考え、解決をするための場です。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。専門相談員が対応し、秘密は厳守します。

○電話・面接相談（要予約）

月曜 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く）

火曜～土曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

☎042-345-2415

○LINE相談

月曜・木曜日 16:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 **☎042-346-9618**

電子メール: kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp

市民協働・男女参画推進課



LINE 相談友だち追加

市民無料相談

弁護士、家庭相談員、人権擁護委員などの専門相談員が相談に応じ、問題解決に向けたアドバイスをします。相談は予約制です。

○相談時間

月曜～金曜日 13:30～16:30（祝日・年末年始を除く）

○相談方法

面談（要予約）

※相談内容によって、相談日時が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 **☎042-346-9508**

市民課 市民相談担当（市役所1階）

民生委員・児童委員、主任児童委員

市内には区域を担当する民生委員・児童委員がおり、その地域で生活上の心配ごとや、こどもの養育上の悩み等を抱えている人の相談相手となっています。

民生委員・児童委員の中で、主に児童福祉について担当する主任児童委員は、地域の児童健全育成、児童福祉の推進に努めています。

なお、民生委員・児童委員には守秘義務があり、個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。担当の民生委員・児童委員、主任児童委員については、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9537

福祉政策課（健康福祉事務センター2階）

こだいら生活相談支援センター

仕事、家計、借金などの経済的な相談のほか、頼る人がなく孤立しているなどの生活の相談に、専門の相談員が個別の状況に応じた支援を行います。相談は無料です。

○相談時間

月曜～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

○相談方法

電話・面談（要予約）

問合せ先

☎042-349-0151

電子メール: sscenter@syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp

小平市社会福祉協議会 こだいら生活相談支援センター
（福祉会館4階）

東京都ひとり親家庭支援センターはあと

ひとり親家庭の総合的な支援窓口として、生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、親子交流支援、就業支援（P33参照）などを行っています。来所相談は事前予約が必要です。相談は無料です。

はあと多摩（立川市曙町 2-8-30 立川わかぐさビル 4 階）

○相談時間

月曜・水曜・木曜・土曜・日曜・祝日 9:00～17:30（年末年始を除く）
火曜・金曜 9:00～19:30（年末年始を除く）

就業相談・就業支援、職業紹介、生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、親子交流支援

問合せ先 **☎042-506-1182**

はあと（千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階）

○相談時間

月曜・土曜・日曜・祝日 9:00～17:30（年末年始を除く）
火曜～金曜 9:00～20:30（年末年始を除く）

生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、親子交流支援

問合せ先 **☎03-6272-8720**

はあと飯田橋（千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7 階）

○相談時間

月曜・水曜・木曜・土曜・日曜・祝日 9:00～17:30（年末年始を除く）
火曜・金曜 9:00～20:30（年末年始を除く）

※日曜・祝日は電話相談のみ

就業相談・就業支援、職業紹介

問合せ先 **☎03-3263-3451**

東京ウィメンズプラザ

夫婦や親子の問題、生き方、職場の人間関係、配偶者・交際相手からの暴力など、様々な悩みについて相談を受けています。必要に応じて、面接相談、弁護士・精神科医師による相談、専門機関の紹介も行います。相談は無料です。

○女性のための電話相談

毎日 9:00～21:00 (年末年始を除く)

☎03-5467-2455 (一般相談)

☎03-5467-1721 (DV専用相談)

○男性のための電話相談

月曜・水曜・木曜日 16:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

土曜日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

☎03-3400-5313

問合せ先

☎03-5467-2455

東京ウィメンズプラザ (渋谷区神宮前 5-53-67)

東京都女性相談支援センター 多摩支所

夫婦や親子の問題、生き方、職場の人間関係、配偶者・交際相手からの暴力など、女性の様々な悩みについて電話相談を受けています。来所相談については、事前予約が必要です。相談は無料です。

○電話相談・来所相談予約

月曜～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

☎042-522-4232

※受付時間外は東京都女性相談支援センター ☎03-5261-3110

問合せ先

☎042-522-4232

東京都女性相談支援センター多摩支所

▶ 東京ファミリー相談室

夫婦間の悩み、子育ての悩み、思春期の子についての悩み、離婚、親族間の悩み、後見相談、対人関係の悩み、こどもたちの悩みなど、多様な問題に元家庭裁判所調査官等が相談に応じます。来所相談は有料です（要予約）。

また、面会交流援助を有料で実施しています。

○電話相談

月曜・水曜・金曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

☎03-3971-8553

○親子交流無料電話相談（かるがも電話相談）

火曜・木曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

☎03-3971-8553

○親子交流支援事前相談（有料）

月曜～金曜日 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

☎03-3971-3741（予約電話）

▶ 養育費・親子交流相談支援センター

養育費に関する相談、親子交流に関する相談を電話やメールで受けています。

○電話相談（日曜・振替休日は休み）

月曜・火曜・木曜・金曜 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

水曜日 12:00～22:00（祝日・年末年始を除く）

土曜日・祝日 10:00～18:00（年末年始を除く）

☎0120-965-419（携帯電話からはかけられません）

☎03-3980-4108（携帯電話はこちらへ）

○メール相談

info@youikuhi.or.jp

問合せ先

☎03-3971-3741（東京ファミリー相談室）

☎03-3980-4108（養育費・親子交流相談支援センター）

公益社団法人家庭問題情報センター（^{エフピック}F P I C）

（豊島区西池袋 2-29-19 池袋 KT ビル 10 階）

Ⅱ. 手当・医療・年金

児童扶養手当（国の制度）

離婚等で父子家庭・母子家庭になった方や、父または母に重度の障がいがある方に手当が支給されます。所得制限があります。

※手当を受けるには申請が必要です。

○対象

次のいずれかに該当する 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を監護している父または母、父母以外で児童を養育している方

（児童に一定以上の障がいがある場合は、20 歳未満）

1. 父母が離婚した児童（事実婚の解消を含む）
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が生死不明である児童
4. 父または母に 1 年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けている児童
6. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
7. 婚姻によらないで生まれた児童
8. 父または母に重度の障がいがある（身体障害者手帳 1、2 級程度）児童

○上記の要件に該当していても対象とならない方

- ① 児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所している場合
- ③ 国民年金・厚生年金などの公的年金の受給額が児童扶養手当額を超えている方

○手当の月額（改定される場合があります）

区分	全部支給	一部支給
児童 1 人	48,050 円	所得により 48,040 円～11,340 円
児童 2 人以上	11,350 円加算	所得により 11,340 円～5,680 円を加算

※令和 8 年 4 月分（5 月支給分）からの手当月額

○所得による支給の制限

所得が全部支給の所得制限限度額以上となった場合、所得に応じて支給額が減額されます。一部支給の所得制限限度額以上となった場合、または配偶者・扶養義務者の所得制限限度額を超えた場合は、児童扶養手当は支給されません。

■ 所得制限 限度額表

扶養親族等の数	手当を申請する方		孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給となる所得上限額	一部支給となる所得上限額	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算		

※詳しくは、お問い合わせください。

※額が改定となる場合があります。

○支給

手当は、支給の申請手続きをした月の翌月分から支給されます。

支給は、奇数月に年6回、前月分までをまとめて申請者の口座に振り込みます。

○申請手続き

申請の前に、こども若者みらい課へ申請に必要な書類等の確認を行ってください。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所2階）

児童育成手当（東京都の制度）

離婚等で父子家庭・母子家庭になった方や、父または母が重度の障がいを持っている方に手当が支給されます。所得制限があります。

※手当を受けるには申請が必要です。

○対象

次のいずれかに該当する18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

1. 父母が離婚した児童（事実婚の解消を含む）
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が生死不明である児童
4. 父または母に 1 年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
6. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
7. 婚姻によらないで生まれた児童
8. 父または母に重度の障がいがある（身体障害者手帳 1、2 級程度）児童

○上記の要件に該当していても対象とならない方

児童が児童福祉施設等に入所している

○手当の月額（改定される場合があります）

児童 1 人につき **13,500 円**

○所得による支給の制限

所得制限限度額を超えた場合は、児童育成手当は支給されません。

■ 所得制限 限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	3,661,000 円
1 人	4,041,000 円
2 人	4,421,000 円
3 人	4,801,000 円
4 人以上	1 人増すごとに 38 万円を加算

○支給

手当は、支給の申請手続きをした月の翌月分から支給されます。

支給は年3回で、**6月・10月・2月**に、前月分までをまとめて申請者の口座に振り込みます。

○申請手続き

申請の前に、こども若者みらい課へ申請に必要な書類等の確認を行ってください。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所 2 階）

児童手当（国の制度）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として児童手当が支給されます。**児童扶養手当・児童育成手当と重複して受給できます。**

※手当を受けるには申請が必要です。

○対象

小平市に住所があり、高校生年代（18歳になった後最初の3月31日）までの児童を養育している方

○上記の要件に該当していても対象とならない方

- ① 児童が児童福祉施設等に入所している
- ② 児童が日本国内に住所を有しない（留学の場合は対象となることがあります。）

○手当の月額（改定される場合があります）

3歳未満（3歳の誕生日の属する月まで）	第1子、第2子	15,000 円
	第3子以降	30,000 円
3歳～高校生年代	第1子、第2子	10,000 円
	第3子以降	30,000 円

※大学生年代の子（22歳到達後最初の3月31日までの子）から第1子と数えます。ただし算定には「監護相当-生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。



小平市ホームページ

○支給

手当は、支給の申請手続きをした月の翌月分から支給されます。

支給は年6回で、**偶数月**に、前月分までをまとめて申請者の口座に振り込みます。

○申請手続き

申請の前に、こども若者みらい課へ申請に必要な書類等の確認を行ってください。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所2階）

⑧ ひとり親家庭医療費助成制度（東京都の制度）

離婚や死亡などによるひとり親家庭や保護者に重度の障がいがある家庭に、医療費の一部を助成する制度です。所得制限があります。

※この制度を受けるには申請をして「医療証」の交付を受ける必要があります。

○対象

次のいずれかに該当する 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している方（児童に一定以上の障がいがある場合は、20 歳未満）

1. 父母が離婚した児童（事実婚の解消を含む）
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が生死不明である児童
4. 父または母に 1 年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けている児童
6. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
7. 婚姻によらないで生まれた児童
8. 父または母に重度の障がいがある（身体障害者手帳 1、2 級程度）児童

○上記の要件に該当していても対象とならない方

- ① 児童が児童福祉施設等に入所していて医療費の自己負担がない
- ② 児童または児童を養育している人が生活保護を受給している

○所得による支給の制限

■ 所得制限 限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	配偶者・扶養義務者の所得制限限度額
0 人	208 万円	236 万円
1 人	246 万円	274 万円
2 人	284 万円	312 万円
3 人	322 万円	350 万円
4 人以上	1 人増すごとに 38 万円を加算	

※詳しくは、お問い合わせください。

○助成の内容

医療証に記載されている方が、医療機関で受診したときの保険診療による自己負担分を助成いたします（健康保険が適用されないものは対象外です）。

※ 課税状況により、ひとり親本人のほか、児童も対象となる場合があります。

※ 住民税が課税世帯の場合、1 割の自己負担があります。この場合、医療証に「一部」の表示があります。

○医療証の使い方

■東京都で受診する場合

医療機関の窓口で「健康保険証」と「マル親医療証」を提示してください。この2つを提示することで助成を受けることができます。

■東京都以外で受診する場合、医療証が届く前に受診する場合

医療機関の窓口で「健康保険証」のみ提示していただき、保険診療の自己負担分を一旦お支払いください。自己負担分については、領収書での精算手続きをしていただいた後、助成分を支給します。手続きについてはお問い合わせください。

※東京都以外の医療機関で受診する場合、窓口で医療証を提示しても助成は受けられません。

■学校等*の管理下や通学通園中に負った傷病の場合

学校等*を通して給付金が受けられる場合がありますので、学校等*に報告し、受診の際に学校等*での傷病であることを医療機関に伝えてください。給付金申請の手続きが困難になりますので、医療証は使わずに受診してください。

※学校等…幼稚園、保育園を含みます。

○申請手続き

申請の前に、こども若者みらい課へ申請に必要な書類等の確認を行ってください。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所2階）

⑧ 乳幼児医療費助成制度（東京都・小平市の制度）

小学校入学前の乳幼児が病院等で受診したときの医療費を助成します。

※この制度を受けるには申請をして「医療証」の交付を受ける必要があります。

○対象

小平市に住所のある乳幼児（0歳～6歳の3月31日）を養育している方

※所得制限はありません。

※単身赴任等で保護者の住所が小平市以外の場合でも対象となります。

○上記の要件に該当していても対象とならない方

- ① 健康保険に加入していない
- ② 児童福祉施設等に入所していて医療費の自己負担がない
- ③ 生活保護を受給している
- ④ 里親に委託されている

○助成の内容

乳幼児が医療機関で受診したときの健康保険の適用がある医療費の自己負担分を助成します（保険診療の自己負担分がなくなりますが、健康保険が適用されないものは対象外です）。

○申請手続き

申請の前に、こども若者みらい課へ申請に必要な書類等の確認を行ってください。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所2階）

（子）（青）小学生以上の児童に対する医療費助成制度

▶ 義務教育就学時医療費助成制度（（子））

小・中学生の対象児童が、病院等で受診した時の医療費の一部を助成します。

※この制度を受けるには申請をして「医療証」の交付を受ける必要があります。

○対象

小平市に住所のある小・中学生の児童を養育している方

※単身赴任等で保護者の住所が小平市以外の場合でも対象となります。

▶ 高校生等医療費助成制度（（青））

高校生等の対象児童が、病院等で受診した時の医療費の一部を助成します。

※この制度を受けるには申請をして「医療証」の交付を受ける必要があります。

○対象

小平市に住所のある高等学校の就学期（15 歳の 4 月 1 日～18 歳の 3 月 31 日）
の児童を養育している方

※単身赴任等で保護者の住所が小平市以外の場合でも対象となります。

※高校生等が誰からも監護されていない場合は、高校生等本人が対象者となることができます（市が状況を確認します）。

子・青 共通

○上記の要件に該当していても対象とならない方

- ① 健康保険に加入していない
- ② 児童福祉施設等に入所していて医療費の自己負担がない
- ③ 生活保護を受給している
- ④ 里親に委託されている

○助成の内容

対象児童が医療機関で受診したときの、保険診療による自己負担分を助成します。

ただし、一部本人負担が必要です（健康保険が適用されないものは対象外）。

自己 負担額	入 院	通 院	
		調剤・訪問看護	左記以外
	0 円	0 円	1 回の受診につき、200 円（上限）

○申請手続き

申請の前に、こども若者みらい課へ申請に必要な書類等の確認を行ってください。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所 2 階）

遺族基礎年金

国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取ることができます。



日本年金機構
ホームページ

○対象

1. 18歳到達後最初の3月31日までの子（1級・2級の障害のある場合は20歳未満）のある夫または妻
2. 18歳到達後最初の3月31日までの子（1級・2級の障害のある場合は20歳未満）

○年金額

夫 又は 妻	子1人の場合	昭和31年4月2日以後の生まれの方 年額 1,091,100円 昭和31年4月1日以前の生まれの方 年額 1,088,700円
	子2人の場合	昭和31年4月2日以後の生まれの方 年額 1,334,900円 昭和31年4月1日以前の生まれの方 年額 1,332,500円
	子3人以上の場合	3人目以降は1人につき81,300円加算
子ども	兄弟姉妹があるとき、1人当りの支給額は下記の額を人数で割った額 ・1人の場合 年額 847,300円 ・2人の場合 年額 1,091,100円 ・3人の場合 年額 1,172,400円	

問合せ先

☎042-346-9531

保険年金課 高齢者医療・年金担当（市役所1階）

☎0570-05-1165

ねんきんダイヤル

遺族厚生（共済）年金

厚生年金または共済年金に加入していた方が亡くなった時、その方に生計維持されていた遺族に対し支給されます。

問合せ先

☎0570-05-1165

ねんきんダイヤル

※共済年金は、各共済組合へお問い合わせください。

Ⅲ. 暮らし・住まい

母子・父子福祉資金貸付

母子・父子家庭の方等を対象に、修学・就職・転宅など目的別に、必要額を限度額内でお貸しします。貸付にあたっては、一定の要件があります。貸付が自立につながると判断され、返済可能な方が対象です。

○支給要件がありますので、事前にご相談ください。

○償還（返済）について

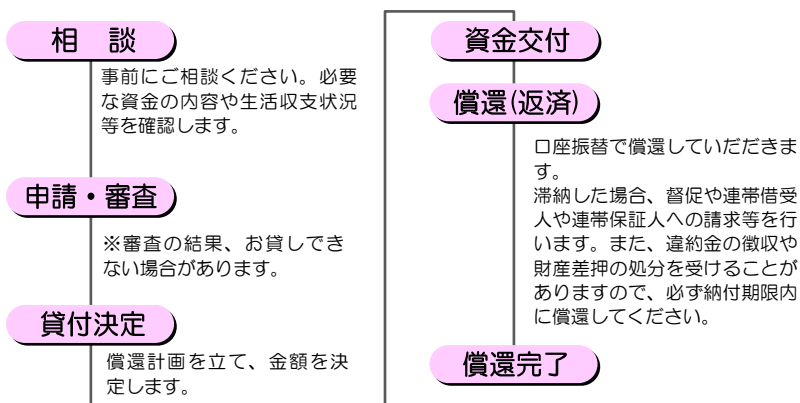
資金ごとに設定されている償還期限内に元利均等払い。

※この資金は、借り受けた皆さまからの償還金が、他のひとり親家庭の皆さまに貸付けの財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還（返済）してください。

○利子・連帯保証人について

原則、連帯保証人を立てていただき無利子での貸付となります。連帯保証人を立てられない場合、償還可能であると判断できれば、有利子での貸付もできます（資金の種類により取扱いが異なります）。

○貸付から償還（返済）までの流れ



○資金一覧

資金の名称		内 容	貸付対象(※)			貸付限度額
			父・母	児童	子	
事業開始資金		事業開始に必要な資金	○			372万円
事業継続資金		事業を継続するための資金	○			186万円
技能習得資金		事業開始、就職に必要な知識技能を習得するための資金	○			月額 6.8 万円 自動車免許 46 万円
修業資金		事業開始、就職に必要な知識技能を習得するための資金		○	○	月額 6.8 万円 自動車免許 46 万円
就職支度資金		就職するために必要な被服、履物等を購入する資金	○	○		11 万円 通勤用自動車購入 34 万円
医療 介護 資金	医療分	母、父又は児童が、医療を受けるための資金	○	○		34 (51) 万円
	介護分	母又は父が、介護保険サービスを受けるための資金	○			50 万円
生活 資金	技能習得期間中	技能習得期間中の生活維持に必要な資金	○			月額 14.1 万円
	医療介護期間中	医療・介護を受けている期間中の生活維持に必要な資金	○			月額 11.8 万円
	生活安定貸付	母子・父子家庭になって 7 年未満の方の生活安定に必要な資金	○			月額 11.8 万円 養育費取得裁判費用 12 月相当 141.6 万円
	失業期間中	失業期間中の生活維持に必要な資金	○			月額 11.8 万円
	家計急変	収入の激変緩和のために必要な資金	○			児童扶養手当に準拠した額の範囲内
住宅資金		住宅の建設、購入等に必要な資金	○			150 (200) 万円
転宅資金		転宅に必要な資金	○			26 万円
結婚資金		児童又は子の婚姻に必要な資金		○	○	34 万円
修学資金		児童又は子の修学に必要な資金（高校、大学、大学院等）		○	○	学校種別により異なります。
就学 支度 資金	児 童	小中学校の入学に必要な資金（所得税非課税世帯）		○		小学校 91,600 円 中学 101,000 円
	児童・子	児童又は子の入学に必要な資金（高校、大学、大学院等）		○	○	16～59 万円
		知識技能を習得するため修業施設へ入所するための資金		○	○	28.2 万円

※詳しくは、お問い合わせください。

○手続き

事前に下記へご相談ください。

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所 2 階）

生活福祉資金貸付

低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、その世帯の安定した生活と経済的自立および生活意欲の助長促進を図るために、各種資金の貸付と必要な相談支援を行っています。

○資金の種類

- **福祉資金** （原則連帯保証人が必要。連帯保証人には要件があります）
技能修得費、障害者自動車購入費、療養費等
- **教育支援資金** （原則連帯保証人不要。ただし原則として連帯借受人が必要）
就学支度費、教育支援費

○その他

民生委員児童委員による訪問面接があります(相談援助を伴うため)。

○手続き

貸付要件がありますので、事前に下記へご相談ください。

問合せ先

☎042-344-1217

小平市社会福祉協議会 福祉総務課
(福祉会館4階)

総合支援資金貸付

離職などで日常生活全般に困難を抱えた世帯に、その世帯の生活の建て直し、自立に向けての資金の貸付と継続的な相談支援を行っています。

○資金の種類

- 生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
(原則連帯保証人が必要。連帯保証人には要件あり)

○手続き

貸付要件がありますので、事前に下記へご相談ください。

問合せ先

☎042-344-1217

小平市社会福祉協議会 福祉総務課
(福祉会館4階)

生活保護

病気や事故などにより、生活費や医療費などに困った場合で、ほかの援助が受けられない場合に、基準に基づく必要な生活費を支給する生活保護の制度があります。生活保護は、自らの能力や親族の援助、その他の法律や制度によって支給される年金や手当及び資産、貸し付け、その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお国が決めた最低生活が維持できないときに対象になります。

問合せ先

☎042-346-9596

生活支援課（健康福祉事務センター2階）

住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）

失業中で収入が少ないなど、住宅を喪失するおそれのある方を対象に、家賃額相当分を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。また、収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として転居費用の支援を行っています。

▶ 家賃補助

○対象

次のすべてに該当する方

1. 離職や廃業後2年以内の方、または個人の責めに帰すべき理由や都合によらず収入が減少し、就労状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況の方
2. 離職等により住宅を喪失、または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
3. 就労意欲があり、求職活動等を行う方

○支給額（月額上限額）

単身世帯：53,700円 2人世帯：64,000円 3～5人世帯：69,800円

○支給期間

原則3か月（一定の要件を満たせば最大9か月まで延長可能）

▶ 転居費用補助

○対象

収入が大きく減少し、住居を喪失するおそれのある方で、家計改善の支援において転居によって家計が改善すると認められる方

○対象経費

- ・ 転居先への家財の運搬費用
 - ・ 転居先の住宅に係る初期費用
(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
 - ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前住宅にかかる費用を含む)
 - ・ 鍵交換費用
- ※敷金、契約時に払う家賃(前家賃。共益費を含む。)、家財や設備(エアコン等)の購入費は対象になりません。

○支給額

転居先の自治体により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 共通

○手続き

収入、預貯金などの支給要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-349-0151

電子メール: sscenter@syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp

小平市社会福祉協議会　こだいら生活相談支援センター
(福祉会館4階)

都営住宅

都営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方を対象とした東京都が設置・管理する住宅です。募集方法は、定期募集、随時募集があります。

定期募集は、市報こだいら、市ホームページ、東京都住宅供給公社ホームページなどでお知らせします。随時募集は東京都住宅供給公社ホームページでお知らせします。

また、小平市にお住まいの方を対象に、小平市内の都営住宅の募集を行うことがあります。(例年5月下旬、11月下旬)。詳細が決まりましたら、市報こだいら、市ホームページでお知らせします。

○定期時期

年4回の募集があります。

※抽選方式では、ひとり親世帯（子が20歳未満の場合のみ）に対し、当選確率が「一般世帯」の7倍になる優遇抽選の制度があります。ポイント方式は、ひとり親世帯・心身障害者世帯など、住宅困窮の度合いが高い世帯から順に当選する方式です。

募集時期	入居審査対象者の選び方
5月上旬	抽選方式
8月上旬	ポイント方式
11月上旬	抽選方式
2月上旬	ポイント方式

○随時募集

定期募集及び毎月募集で申し込みがなかった住宅の一部を、家族向に公募するものです。東京都住宅供給公社ホームページで募集要項をダウンロードできます。配布はありません。インターネットまたは専用ダイヤルで申し込みできます。

※専用ダイヤル 月曜～金曜 9:00～18:00（祝日、年末年始を除く）

☎03-5467-9266

問合せ先

☎03-3498-8894

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎0570-03-0071

JKK東京お客さまセンター

Ⅳ

保育サービス

保育園

仕事や病気などの理由で、家庭で保育ができない場合、保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。

○対象

以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している方

1.就労している（1か月48時間以上）

※育児休業を取得している場合は、入園月の翌月1日までに復職する必要があります。

2.出産予定である

※対象となる期間は、出産（予定）月とその前後2か月の計5か月間です。

3.疾病等により入院または療養中である

4.病気療養中や心身に障がいのある家族を日常的に看護又は介護している

5.求職中である

※入園後3か月以内に仕事を始めることが条件となります。また、入園後、求職活動報告が必要です。

6.震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている

7.就学している

8.その他、何らかの理由で児童の保育ができない

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

○申込み

「保育園等入園のしおり」（市役所2階保育課、東部・西部出張所、動く市役所で配布。小平市ホームページからダウンロードできます）の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

○申込みの時期

4月入園の第1次申込期間は11月頃です。年度途中の場合は各入園希望月の申込受付期限までに申し込み、欠員が生じた場合のみ毎月21日頃には選考・利用調整を行います。詳しくは「保育園等入園のしおり」をご覧ください。

○保育料

世帯の市民税額の合計額によって保育料を決定します。

問合せ先

☎042-346-9601

保育課入園・認定担当（市役所 2 階）

東京都認証保育所・認定家庭福祉員

▶ 東京都認証保育所

東京都の認証を受けた保育施設で、多様な保育ニーズに対応するため1日13時間以上の長時間開所等を行っているのが特色です。受入年齢、定員、保育料など、詳しくは「保育園等入園のしおり」をご覧ください。

▶ 認定家庭福祉員

保護者が勤めているなどの理由で、家庭で保育にあたれない生後 5 7 日から 2 歳児を保育します。受入年齢、定員、保育料など、詳しくは「保育園等入園のしおり」をご覧ください。

問合せ先

☎042-346-9645

保育課幼稚園・認可外保育施設担当（市役所 2 階）

一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態などのさまざまな事情により、一時的に保育が必要なお子さんを認可保育園でお預かりします。

○対象

市内にお住まいで、一時的な保育を必要とする、生後 5 7 日から小学校就学前までの健康なお子さん

○保育時間、利用日数

8 : 30 ~ 17 : 00（保育園休園日および土曜日を除く）

1 か月につき 1 4 日以内

○実施園

認可保育園 10 園（詳しくは、お問い合わせください）

○利用料金

児童の年齢	利用時間（4時間未満）	利用時間（4時間以上）
0 歳児	2,000円	4,000円
1・2 歳児	1,500円	3,000円
3 歳児以上	1,000円	2,000円

○申込み

詳しくは、問合せ先へお問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9848

保育課 保育政策担当（市役所 2 階）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

※多様な他者との関わりの機会の創出事業を統合

月一定時間までの利用可能枠の中で、保育要件を問わず時間単位で利用できる通園制度です。

○対象

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に通園していない、0歳6か月から満3歳未満の児童

○利用時間

1人あたり月10時間まで

※小平市民の方は国制度の利用上限である月10時間を超えて利用することが可能です。

※市外の施設を利用する場合は、利用可能な時間が異なる場合があります。（例：月10時間までの利用のみ可能など）

○実施時間・申込方法・利用料金など

施設により異なります（詳しくは各施設のホームページ等を参照）。

※小平市民の方は東京都の制度により利用料が無償となります（ただし、日額2,400円、月額48,000円が上限）。

○実施施設

実施施設	住所・電話番号	実施施設	住所・電話番号
ひめゆりこども園	上水新町1-5-15 042-343-1832	たかのだい幼稚園	上水本町1-21-3 042-323-3232
小平神明こども園	小川町1-2572 042-341-0938	なおい幼稚園	上水本町4-21-1 042-321-4671
白梅学園大学附属白梅幼稚園	小川町1-830 042-343-1335	ゆりのご保育園	仲町521 042-312-1901
小川西保育園	小川西町5-13-22 070-6457-4314	小平なみき幼稚園	仲町306-3 042-341-3810
まるやまこども園	小川東町1-29-21 042-341-0935	小平花小金井こども園	花小金井2-9-11 042-461-9226
あおいキッズガーデン	小川町1-1098-29 042-313-5558	りんどう幼稚園	花小金井1-26-34 042-462-3133

○認定申請

利用前に乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定を受ける必要があります。

※「こども誰でも通園制度総合支援システム」から申請（原則、電子申請のみ）。

問合せ先

制度に関すること

☎042-346-9594

保育課庶務担当（市役所2階）

認定申請に関すること

☎042-346-9601

保育課入園・認定担当

病児・病後児保育

病気やけが、またはその回復期にあるお子さんを一時的にお預かりして保育を行います。

○対象

生後6か月から小学校低学年までの、病気やけが、またはその回復期にあるお子さん

○実施施設

■病児・病後児保育室あいびー

住所：小平市花小金井5-1-4 ☎042-463-5303

保育日：月曜～金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）

保育時間：8：00～18：00

■たんぽぽ病児保育室

住所：小平市栄町2-10-6

☎042-312-3326

保育日：月曜～水曜、土曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）

保育時間：8：30～18：30

■病児・病後児保育室なみき

住所：小平市仲町302-1

☎042-313-5386

保育日：月曜～水曜、金曜日、土曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）

保育時間：9：00～18：00（土曜日は9：00～12：00）

○利用料金

1日：3,000円 半日：1,500円

※市内在住の生活保護受給世帯・住民税非課税世帯には減免制度があります。

※その他実費が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

○申込み

ご利用に当たっては、それぞれの保育室ごとに、事前登録の手続きが必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9848

保育課 保育政策担当（市役所2階）

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を結び、地域の子育てをサポートしています。

※事前に利用会員登録が必要です。

○対象

生後57日から小学6年生のこどもの保護者

○利用時間・利用料金（1時間・子ども1人につき）

① 平日 7：00～20：00 800円

② ①以外の時間 1,000円

③ 日曜日、休日、年末年始の全時間 1,000円

※提供会員が活動可能な時間です。

※2人目以降は、子ども1人につき半額になります。

○手続き

小平市ホームページでご確認いただくか、下記へご相談ください。

問合せ先

☎042-348-1780
ファミリー・サポート・センター
(小平元気村おがわ東2階)



小平市ホームページ

子どもショートステイ

保護者の疾病・出産などにより、家庭において保育ができない児童を一時的に市が指定する施設で養育します。宿泊（7日間以内）もできます。

※利用予定日の7日前までに申込みが必要です。

○対象

2歳から中学3年生

○利用時間

日帰り：10：00～20：00

宿泊：10：00～翌日10：00（20：00まで延長可）

○費用

日帰り：3,000円×利用日数

宿泊：5,100円×泊数

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は免除となります。生活保護受給証明書、市民税・都民税非課税証明書を提出してください。

※ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯は減免があります。

※宿泊利用で20時まで利用時間を延長する場合は、宿泊費用に日帰り費用を加算した額になります。

○指定施設

社会福祉法人 東京サレジオ学園 住所：小平市上水南町4-7-1

○手続き

事前に下記へご相談ください。

問合せ先

☎042-348-2100
子ども家庭支援センター
小平元気村おがわ東2階（小川東町4-2-1）

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

家事、育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームヘルパーを派遣し、生活を支援します。

○対象

中学生以下のこどもがいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する方

1. ひとり親となってから2年以内
2. 親が技能習得のために、職業能力開発センター等に通学している
3. 親が就職活動など、自立促進に必要と認められる活動をしている
4. 一時的な疾病、親族等の冠婚葬祭、学校行事への参加等
5. 1～4に該当しないが、親の就業上の事情（残業等）がある
6. その他、市長が必要と認めた場合

※伝染性疾患や入院治療の場合は利用することができません。

※5のみ、小学校6年生以下のこどもがいる方が対象。

○サービス内容

育児、食事の世話、保育園の送迎、掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修等

（送迎以外は家でのサービスが対象です。看護など日常的ではない業務や外出は対象外です。）

○派遣回数・1回の派遣時間

1. 派遣回数は、原則 月12回まで
2. 派遣の時間帯は、7時から22時まで
3. 1回の派遣は1時間以上8時間以内

※派遣は、原則お子さんの世話をする人がいない時間とします。

○費用

非課税世帯 0円／1時間

課税世帯 0円～300円／1時間（※）

※要件・所得により、自己負担が300円を超える場合もあります。

○利用する際の注意事項

1. 事前申請が必要です。申請後に、ご家庭で面接があります。
（面接から初回の派遣まで1週間程度かかります。）
2. お子さんが伝染性の病気のときは、派遣できません。
3. ご希望の日時に派遣できない場合があります。

○手続き

事前に下記へご相談ください。

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

V. 就労・自立支援

就労支援（自立支援プログラム）

就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワークが連携しながら就労支援を行います。

※生活保護を受給している方は、別の制度がありますので問合せ先へ。

○対象

自立又は就業に意欲がある、ひとり親家庭の母又は父（市内在住）

○支援の流れ

1. 申込み
2. 市役所で面接
3. 自立支援プログラム（自立の目標・支援内容を設定）の作成
4. 関係機関と連携した求職活動

ハローワークのナビゲーターが求人票の見方、効果的な履歴書の書き方等の
お手伝いをします

住宅支援資金貸付

東京都社会福祉協議会では、自立支援プログラムを策定して自立を目指して活動する方に家賃の貸付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金

スキルアップに必要な知識・技術を習得するための講座受講費用を一部助成し、経済的自立への支援を行います。

○対象

次の全てに該当するひとり親家庭の母又は父（市内在住）

- ・過去にこの事業の給付を受けていない方
- ・適職に就くために受講が必要と認められた方

○対象講座

1.雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定対象講座

（介護職員初任者研修、医療事務など）

2.雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定対象講座

（介護福祉士、看護師、美容師など）

※就業に結びつく可能性が高いと認められる講座が対象です。

※対象の講座かどうかは、右記検索システムから検索するか、講座主催者、下記までお問い合わせください。



指定講座検索
システム

○支給額

1.一般教育訓練給付の対象講座

受講費用の60%

（上限額 20 万円、下限額 1 万 2 千円）

2.専門実践教育訓練給付の対象講座

受講費用の60%

（修業年限×40 万円・上限額 160 万円、下限額 1 万 2 千円）

※支給は1回限りです。講座修了後、支給申請していただきます。

※雇用保険法の教育訓練給付金受給者は、ハローワーク支給後の差額分が対象です。詳しくは、お問い合わせください。

○手続き

講座申込み前に必ずご相談ください。

講座内容や、受講後の就労予定について伺います。受講予定講座の資料などをご用意ください。就労のご相談も受け付けます。

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

ひとり親家庭 高等職業訓練 促進給付金

就職に結びつく可能性の高い国家資格等の取得を目指す方が、養成機関で修業する期間、生活費の負担を軽減するため毎月給付金を支給します。また、該当者には修了後に、修了支援給付金を支給するなど、自立のための資格取得を促進します。

○対象

自立又は就業に意欲があるひとり親家庭の母又は父（市内在住）

- ・所得が児童扶養手当支給水準の母または父で、過去にこの事業の給付を受けていない方
※児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、その後1年に限り引き続き対象となる場合があります。
- ・修業期間6か月以上の養成機関で、国家資格等修得を目指している方
- ・自立のために資格取得が必要と認められる方
- ・原則、初めて国家資格等を取得する方

○対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、製菓衛生師など（その他の資格についてはお問い合わせください）

○支給額

住民税非課税世帯 月額 100,000円

（修業期間の最後の1年間は、140,000円）

住民税課税世帯 月額 70,500円

（修業期間の最後の1年間は、110,500円）

※上限は4年間です。

（修了支援給付金は非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円）

○手続き

支給要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

ひとり親家庭 高等職業訓練 促進資金 貸付事業

国家資格取得に際して、養成機関入学時と修了後の就職時に必要経費を貸付けます。修了後、資格を活かして都内で5年間勤務すると、返済が免除されます。

○対象

- ・「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」を受給している方
- ・「介護福祉士等修学資金貸付金」「保育士修学資金貸付金」を利用していない方

○貸付額

入学準備金 **50万円以内**

就職準備金 **20万円以内**

○手続き

支給要件がありますので、事前に必ずご相談ください。

問合せ先

☎042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

◆ 書類の書き方等は、小平市社会福祉協議会

☎042-344-1217

◆ 制度の詳しい内容は、東京都社会福祉協議会

☎03-3268-7189

就労関係機関

* 時間、サービス内容等は変更することがあります。詳しくは、直接お問い合わせください。

	求人検索紹介	個別就職相談	セミナー開催	雇用保険手続	託児等
東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋 ☎03-3263-3451 (来所相談は要予約) 月・水・木・土曜 9:00-17:30(年末年始除く) 火・金曜 9:00-20:30(年末年始除く) 日・祝日 9:00-17:30(電話相談のみ)	○	○ *1	○	×	×
東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩 ☎042-506-1182 (来所相談は要予約) 月・水・木・土・日曜・祝日 9:00-17:30(年末年始除く) 火・金曜 9:00-19:30(年末年始除く)	○	○ *1	○	×	△ *2
ハローワーク立川 ☎042-525-8609 月～金曜 8:30-17:15 (年末年始・祝日除く)	○	○	○	○	×
マザーズハローワーク立川 ☎042-529-7465 (来所相談は要予約) 月～金曜 9:00-17:00(年末年始・祝日除く)	○	○	○	×	○
ワークプラザ立川南 ☎042-523-1509 (土曜来所は要予約) 月～金曜 10:00-18:00(年末年始・祝日除く) 第1・第3土曜 10:00-17:00(年末年始・祝日除く)	○	○	○	×	×
東京しごとセンター多摩 ☎042-526-4510 月～金曜 9:00-20:00(年末年始・祝日除く) 土曜 9:00-17:00(年末年始・祝日除く)	○	○ *1	○	×	△ *2
女性しごと応援テラス 多摩 ☎042-529-9001 月～金曜 9:00-20:00(年末年始・祝日除く) 土曜 9:00-17:00(年末年始・祝日除く)	×	○	○	×	△ *2
こだいら就職情報室 ☎042-344-1215 月～金曜 9:00-17:00(年末年始・祝日除く)	○	○	×	×	×

*1 適職診断あり

*2 同建物内のキッズスペース・託児の利用可 (利用時間・利用条件など要確認)

VI. 減免制度

所得税、住民税の軽減

ひとり親家庭の方は、基礎控除や扶養控除のほかに、ひとり親控除、寡婦控除の適用が受けられる場合があります。

▶ ひとり親控除

○所得控除額

所得税 3 5 万円

住民税 3 0 万円

○対象

所得者本人が前年12月31日現在で次の1～3に該当する方

1. 「配偶者がいない人、配偶者の生死が不明（※1）の人」で「生計を一にする子（※2）がある」こと
2. 「合計所得金額（繰越損失控除前）が500万円以下である」こと
3. 「事実上の配偶者（※3）がいない」こと

▶ 寡婦控除

○所得控除額

所得税 2 7 万円

住民税 2 6 万円

○対象

「ひとり親」に該当しない方のうち、所得者本人が前年12月31日現在で1～2に該当する方

1. 「夫と離婚してから結婚をしていない人」で、(1)～(3)に該当する方
 - (1) 「扶養親族がある」こと
 - (2) 「合計所得金額（繰越損失控除前）が500万円以下である」こと
 - (3) 「事実上の夫（※3）がいない」こと
2. 「夫と死別してから結婚をしていない人、夫の生死が不明（※1）の人」で1の(2)と(3)に該当する方

※1 生死不明には一定の条件があります。

※2 「生計を一にする子」とは、総所得金額等が58万円以下で、ほかの人の同一生計配

偶者や扶養親族になっていない子に限られます。

※ 3 住民票の続柄に未届の妻または未届の夫、その他これらと同じ内容である旨の記載がある人

問合せ先

☎042-346-9522、9523

税務課 市民税担当 （市役所 2 階）

国民年金保険料の免除、納付猶予

▶ 保険料の免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人が申請書を提出し、承認されると全額もしくは一部の保険料の納付が免除されます。

▶ 保険料の納付猶予

世帯主の所得状況により国民年金保険料免除制度に該当しない50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合は、日本年金機構の所得など審査を受け、承認されると、国民年金保険料の納付が猶予されます。

▶ その他

- ・ 学生の方は、学生納付特例を申請できます。
 - ・ 平成31年2月1日以降に出産された方、これから出産予定の方は、産前産後期間の免除制度に申請できます。
- 詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9531

保険年金課 高齢者医療・年金担当（市役所 1 階）

☎0422-56-1411

武蔵野年金事務所

水道料金、下水道使用料の減免

水道料金につきましては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者は、申請により、基本料金と1か月当たり使用水量10m³までの従量料金（消費税相当額を含む）の合計額が免除されます。

下水道料金につきましては、生活扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者は、申請により、1か月当たり10m³までの汚水排出量にかかる使用料（消費税相当額を含む）が免除されます。

問合せ先

**☎0570-091-100（ナビダイヤル）又は
042-548-5110**
東京都水道局お客さまセンター

家庭ごみ指定収集袋の交付

一定の条件に該当する世帯を対象に、申請により、一定枚数の指定収集袋の交付が受けられます。詳しくは、お問い合わせください。

○対象となる世帯

- ・生活保護を受給している
- ・児童扶養手当を受給している
- ・特別児童扶養手当を受給している
- ・国民年金の遺族基礎年金を受給している
- ・中国残留邦人等支援給付を受給している
- ・身体障害者手帳 1・2 級を所持している方がいて、全員の市民税が非課税
- ・愛の手帳 1・2 度を所持している方がいて、全員の市民税が非課税
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方がいて、全員の市民税が非課税

問合せ先

☎042-346-9535
資源循環課（小平市リサイクルセンター内）

粗大ごみ処理手数料の減免

一定の条件に該当する世帯を対象に、申請により、粗大ごみ処理手数料が免除されます。なお、パソコンや家電リサイクル対象品等、粗大ごみに該当しないものは対象外です。詳しくは、お問い合わせください。

○対象となる世帯

- ・生活保護を受給している
- ・児童扶養手当を受給している
- ・特別児童扶養手当を受給している
- ・国民年金の遺族基礎年金を受給している
- ・中国残留邦人等支援給付を受給している
- ・身体障害者手帳 1・2 級を所持している方がいて、全員の市民税が非課税
- ・愛の手帳 1・2 度を所持している方がいて、全員の市民税が非課税
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方がいて、全員の市民税が非課税

問合せ先

☎042-346-9535

資源循環課（小平市リサイクルセンター内）

学童クラブ費の減額・免除

生活保護、ひとり親家庭医療費助成の受給者等は、申請により、学童クラブ費が減額・免除されます。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9543

こども若者みらい課 学童クラブ担当（市役所 2 階）

J R通勤定期の割引

児童扶養手当受給世帯（手当額が0円の場合を除く）は、J Rを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。通勤定期乗車券を購入する前に、こども若者みらい課で「資格証明書」と「購入証明書」を申請し、購入する駅に提出してください。詳しくは、お問い合わせください。

※申請から各証明書発行まで1週間程度かかります。

※通学割引との併用はできません。

問合せ先

☎042-346-9544

こども若者みらい課 手当助成担当（市役所2階）

都営交通の無料乗車券

児童扶養手当または生活保護の受給世帯のうち1人に限り、都営交通（都バス・都営地下鉄・都電等）の無料乗車券（有効期限1年、更新が必要）が交付されます。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎042-346-9540

障がい者支援課（健康福祉事務センター1階）

Ⅶ. こどもの学費

就学援助等

こどもの学費については、母子・父子福祉資金貸付や生活福祉資金貸付のほか、各種補助金、就学援助、育英資金、奨学金などがあります。

▶ 私立幼稚園の補助金

私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付しています。通園する幼稚園、認定区分によって、補助金の種類や金額が異なります。詳しくは、「保育園等入園のしおり」（市役所2階保育課、東部・西部出張所、動く市役所で配布。小平市ホームページからダウンロードできます）をご覧ください。

○手続き

幼稚園を通じて申請してください。

問合せ先

☎042-346-9645

保育課 幼稚園・認可外保育施設担当（市役所2階）

▶ 就学援助

経済的にお困りのご家庭のために、市内在住で公立（国立、都立、市立、区立等）小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に対し、学用品費、校外活動費、修学旅行費などを援助しています。

○手続き

お子さんの在学する小平市立小・中学校

（上記以外の公立小・中学校に在学の方は学務課）

問合せ先

☎042-346-9570

学務課 （市役所5階）

奨学金・貸付金等一覧

貸与型

制度名	対象	申込み時期	問合せ先
受験生チャレンジ支援貸付金 ●学習塾等受講料貸付金 ●受験料貸付金 ※入学すると返済免除 ※無利子 P.42	中学3年生 高校3年生	対象年度内	小平市社会福祉協議会 福祉総務課 (小平市福祉会館4階) ☎042-344-1217
東京都母子・父子福祉資金貸付 ※無利子 P.16	高校、大学 専修学校 大学院等	随時	小平市こども若者みらい課 (小平市役所2階) ☎042-346-9628
生活福祉資金貸付 <教育支援資金> ※無利子 P.18	高校、大学 専修学校等	随時	小平市社会福祉協議会 ☎042-344-1217
日本学生支援機構奨学金 ※一種(無利子)、二種(有利子) P.45	大学 専修学校 大学院等	・予約採用 入学前の申込 ・在学採用 入学後の申込	独立行政法人 日本学生支援 機構 ☎0570-666-301(北海道庁) ☎03-6743-6100 ※在学する学校を通じて申込
国の教育ローン (日本政策金融公庫) ※有利子	高校、大学 専修学校 各種学校 予備校等	随時	教育ローンコールセンター ☎0570-008656(北海道庁) ☎03-5321-8656 ※各金融機関を通じて申込
東京都育英資金 ※無利子 P.45	高校等	・予約申込:中3の 5月下旬～各学校が 定める期間 ・在学採用:進学後の 申込	(公財) 東京都私学財団 ☎03-5206-7929 ※在学する学校を通じて申込
入学支度金貸付制度 ※無利子 P.43	私立高校等	合格後	(公財) 東京都私学財団 ☎03-5206-7928 ※詳細の問合せ及び申込は入 学先の学校へ

給付型

制度名	対象	申込み時期	問合せ先
日本学生支援機構奨学金 給付奨学金 P.45	大学 専修学校	・ 予約採用 入学前の申込 ・ 在学採用 入学後の申込	独立行政法人 日本学生支援機構 ☎0570-666-301 (toll free) ☎03-6743-6100 (別途入学金・授業料の減免制度あり) ※ 在学する学校を通じて申込
就学支援金 P.44	高校等	進学後	公立… 都立高等学校、中等教育学校(後期課程) 東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課 ☎03-5320-7862 都立特別支援学校 東京都教育庁 都立学校教育部特別支援教育課 ☎03-5320-6754 私立…東京都私学就学支援金センター ☎03-6743-5011 ※ 在学する学校を通じて申込
私立高等学校等 授業料軽減助成金 P.43	高校等	進学後	東京都私学就学支援金センター ☎03-5206-7925 ※ 在学する学校を通じて申込
私立都認可外通信制高等 学校在学授業料助成金 P.43	高校等	進学後	(公財) 東京都私学財団 ☎03-5206-7930 ※ 在学する学校を通じて申込
奨学給付金 P.44	高校等	進学後	公立…東京都教育庁 都立学校教育部高等 学校教育課 ☎03-5320-7862 私立…東京都私学就学支援金センター ☎03-5206-7925 ※ 在学する学校を通じて申込
小平市育英資金 P.45	中学 3年生	中 3 の 2 月中旬 から 3 月初旬に 申請	小平市役所学務課 (小平市役所 5 階) ☎042-346-9570 ※ 在学する小平市立中学校を通じて申込 ※ 小平市立中学校以外の公立中学校在学者は 学務課に申込

その他の奨学金

あしなが奨学金、交通遺児育英会奨学金は遺児家庭が対象です。

その他、新聞社、民間企業、学校の奨学金等は、各団体にお問い合わせください。

受験生チャレンジ支援貸付

一定所得以下の世帯のこどもへの支援を目的として、受験生のための学習塾などの受講費用や高校・大学などの受験費用について、無利子で貸付けます。さらに、高校・大学等に入学した場合、返済が免除されます。

○対象

次の要件をすべて満たす方

- 1.世帯の生計中心者（18歳以上）であること
- 2.世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること
- 3.預貯金等の保有額が600万円以下であること
- 4.都内に在住（住民登録）していること
- 5.生活保護受給世帯の世帯主、又は構成員ではないこと
- 6.暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団が属する世帯の構成員でないこと

○資金の種類

資金の名称	対 象	貸付限度額
学習塾等受講料貸付金	中学3年生	300,000円
	高校3年生	300,000円
受験料貸付金	中学3年生	27,400円
	高校3年生	120,000円

○手続き

貸付要件がありますので、事前に下記へご相談ください。

問合せ先

8042-344-1217

小平市社会福祉協議会 福祉総務課
(福祉会館 4 階)

高校進学時の貸付・奨学金等

▶ 私立高等学校等入学支度金貸付

都内にお住まいで、入学支度金制度のある都内の私立高等学校、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程（3年制）等に入学する生徒の保護者の方に、入学時に必要な費用のうち25万円（一律）を無利息で入学先の学校が貸付をする制度です。

問合せ先 詳細は、入学する学校にお問い合わせください。

▶ 私立高等学校等授業料軽減助成金

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金とあわせて都内私立高等学校の平均授業料まで都が助成する制度です。

問合せ先 ☎03-5206-7925
東京都私学就学支援金センター
授業料軽減担当



東京都私学就学
支援センター
ホームページ

▶ 私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金

生徒と保護者が都内に在住し、東京都以外の自治体が認可している私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者の方は、国の就学支援金とあわせて、一定の要件を満たす場合に都の私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金を受給することができ、授業料負担を軽減させることができます。

問合せ先 ☎03-5206-7930
公益財団法人 東京都私学財団
都認可外通信制授業料助成金担当



東京都
ホームページ

▶ (公立・私立) 高等学校等奨学給付金

都内にお住まいで、高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、授業料以外の教育に必要な経費の一部を助成する制度です。

問合せ先

(公立) ☎03-5320-7862

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課



東京都
ホームページ

(私立) ☎03-5206-7925

東京都私学就学支援金センター
奨学給付金担当



東京都私学就学
支援センター
ホームページ

▶ (公立・私立) 高等学校等就学支援金

高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、学校が生徒の授業料と相殺することで、教育費負担を軽減する制度です。

問合せ先

(公立)

都立高等学校、中等教育学校（後期課程）

☎03-5320-7862

東京都教育庁 都立学校教育部高等学校教育課



東京都
ホームページ

都立特別支援学校

☎03-5320-6754

東京都教育庁 都立学校教育部特別支援教育課

(私立) ☎03-6743-5011

東京都私学就学支援金センター
就学支援金担当



東京都私学就学
支援センター
ホームページ

▶ 東京都育英資金

都内にお住まいで、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に無利息で奨学金の貸付を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

☎03-5206-7929

公益財団法人 東京都私学財団

▶ 小平市育英資金

小平市内にお住まいで、経済的理由により進学が困難な方に学資の援助として、中学校卒業時に6万円を給付する制度です。返還は不要です。

○対象

申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校3年生

○対象となる世帯（次のすべてに該当する世帯）

1. 経済的理由により就学が困難
2. 中学校3年間の学習成績の平均評定が3.0以上
3. 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、または専修学校（高等課程）に進学が決定している

問合せ先

☎042-346-9570

学務課（市役所5階）

大学、専門学校等進学時の貸付・奨学金等

▶ 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金（貸与型・給付型）

大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）で学ぶ学生・生徒を対象とした、貸与型・給付型の奨学金です。

給付型奨学金の対象になると、入学金・授業料も免除または減額されます。詳しくは、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。



日本学生支援機構
ホームページ

問合せ先

詳細は、在学している学校にお問い合わせください。

VIII. 学びの支援

こどもの学習支援(個別学習教室)

ひとり親家庭や一定所得以下の世帯のこどもを対象に、専門の指導員が個別指導を中心に基本的な学力を身につけるためのサポートをします。

○対象

市内在住の生活保護世帯、就学援助受給世帯または児童扶養手当受給世帯に属する小学校6年生から高校生相当年齢までのお子さん

○費用

無料

○会場

市内の中央部・東部・西部・北部地区の公共施設

○申込み・受講決定の流れ

1. 申込み（募集期間中に、面談の日程等を予約します）
2. 面談（申込要件の確認、お子さんの状況や受講の意思確認をします）
3. 受講決定の連絡
※応募状況によって、要件を満たしていても受講できない場合があります。
※募集期間等については、問合せ先までお問い合わせください。
※募集期間以外も受け付けますが、待機になる場合があります。

問合せ先

8042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

高卒認定試験合格支援給付金

高卒認定試験に合格すると、大学や専門学校などへの進学や、就職・転職の可能性が広がります。さまざまな理由で高校を卒業していない方を対象に、試験合格のための講座費用の一部を支給します。

○対象

高卒認定試験合格をめざす市内在住のひとり親家庭の母・父・こども（20歳未満）

問合せ先

8042-346-9628

こども若者みらい課 相談支援担当（市役所2階）

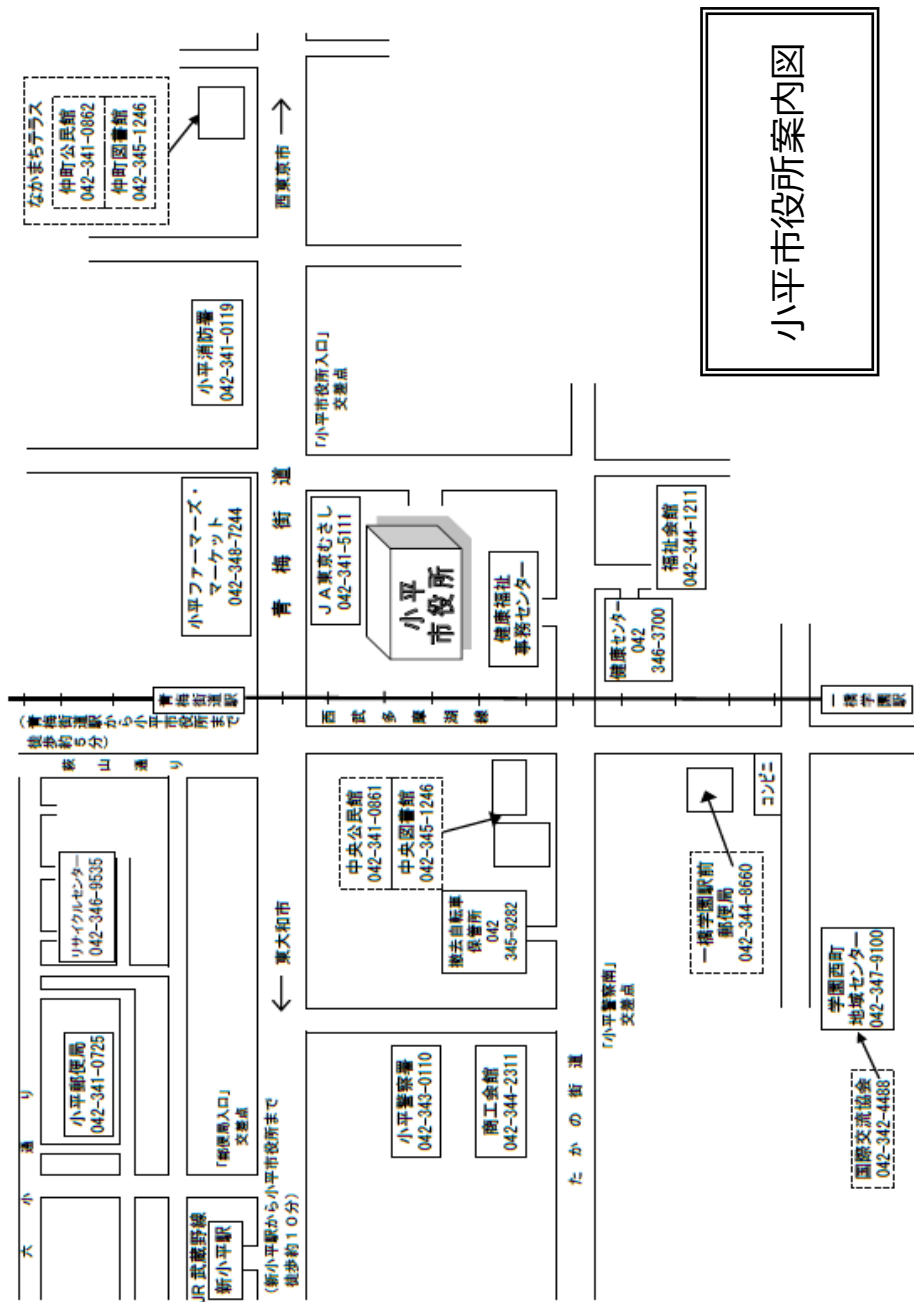
Ⅸ

その他関係機関

関係機関	電話番号	住所
小平警察署	042-343-0110	小平市小川町 2-1264-1
多摩小平保健所	042-450-3111	小平市花小金井 1-31-24
小平児童相談所	042-467-3711	小平市花小金井 1-31-24 (多摩小平保健所庁舎 3 階)
法テラス多摩	050-3383-5327	立川市曙町 2-8-18 (東京建物ファール立川ビル 5 階)
立川公証役場	042-524-1279	立川市柴崎町 3-9-21 (エルフレア立川ビル 2 階)
東京家庭裁判所 (立川支部) 訟廷受付	042-845-0317	立川市緑町 10-4
東京地方裁判所 (立川支部) 庶務課	042-845-0365	立川市緑町 10-4

■ その他相談窓口

相談窓口	電話番号	概 要
小平市教育相談室 (小平元気村おがわ東 3 階)	042-343-9411 電話相談：月曜～金曜日 10：30～18：00 (受付は 17：30 まで) (水曜日は 13：00 から) (祝日・年末年始を除く)	幼児、小・中学生の学習、不登校、集団になじめない、気になるくせ、心配なこと等の相談をお受けします。
小平市就学相談室 (市役所 6 階)	042-346-9593 相談時間：月曜～金曜日 9：00～17：00 (受付は 16：45 まで) (祝日・年末年始を除く)	特別支援学級への入級、特別支援教室への入室、特別支援学校への入学・転学の手続きについて就学相談員が相談をお受けします。



小平市役所案内図